

令和2年度 対馬市農業委員会第7回総会議事録

1. 開催日時 令和3年1月28日(木) 午前10時00分から午前11時10分

2. 開催場所 峰行政サービスセンター 2階 議場

3. 出席委員

・農業委員 (12人)

1番 永留正司	2番 桐谷善明	3番 太田深雪
5番 杉原要	6番 波田裕一郎	7番 初村重政
8番 岡村高史	9番 春日亀優	10番 小宮一人司
11番 戸田耕助	12番 松村英二	13番 春日亀智恵子

・農地利用最適化推進委員 (1人)

日高安実

4. 欠席委員 (2人)

4番 阿比留なみ恵 14番 畑島孝吉

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 会議書記の指名

第4 議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第17号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第18号 非農地証明書交付願いについて

議案第19号 農用地利用集積計画について(農地中間管理事業第4回)

議案第20号 農用地利用配分計画(案)について(農地中間管理事業第4回)

議案第21号 対馬市農業振興地域整備計画変更(案)に伴う

意見について(農用地区域の除外)

議案第22号 非農地通知について

第5 その他

6. 農業委員会事務局職員

農業委員会事務局長

庄司智文

農業委員会事務局局長補佐

永留潤也

農林水産部農林・しいたけ課副参事兼係長

築城貴憲

中対馬振興部地域振興課副参事兼係長

梅野友和

上対馬振興部地域振興課参事兼係長

國分茂徳

7. 会議の概要

議 長

ただ今から、令和2年度、対馬市農業委員会第7回総会を開会いたします。

現在の農業委員定数は14名、本日の出席者は12名でございます。定足数に達しておりますので、これから会議を開きます。なお、農地利用最適化推進委員、1名も出席でございます。

それでは、対馬市農業委員会総会議事日程のとおり審議を進めます。

議事日程第1、議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただいてご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。それでは、1番の永留正司委員、5番の杉原 要委員にお願いを致します。

議事日程第2、会期についてお諮り致します。お手元に配布しております日程のとおり、本日、1日にしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、本日、1日と致します。

議事日程第3、会議書記の指名を行います。本日の会議書記に委員会事務局長及び局長補佐を指名いたします。

次に、議事日程第4、議案第16号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。今回は3件の申請でございます。事務局の説明を求めます。

(事務局長挙手)

事務局長

それでは、議案書の1ページをお開き下さい。議案第16号、「農地法第3条の規定による許可申請について」でございます。

番号1は、〇〇町〇〇の〇〇さんから同町〇〇の〇〇さんに、同町〇〇の田2筆、1,893平米、畑3筆、1,506平米、合計5筆、3,399平米を贈与するものであります。なお、経営面積は6,332平米でございます。

番号2は、〇〇町〇〇の〇〇さんから同町〇〇の〇〇さんに、同町〇〇の田2筆、657平米を売買するものであります。なお、経営面積は49,850平米でございます。

議案書の2ページをお開き下さい。番号3は、〇〇町〇〇の〇〇さん外〇〇名から同町〇〇の〇〇さん外〇〇名に、同町〇〇の畑1筆、28平米を贈与するものであります。なお、経営面積は35,937平米でございます。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長

事務局の説明が終わりましたので、番号1につきまして、地元委員の補足説明をお願い致します。

(23番 推進委員挙手)

23番 日高安実推進委員

議案第16号番号1、第3条による許可申請について、1月22日譲受人であります〇〇さんの立ち合いにより申請農地5筆について現況の状況を確認しました。申請農地は議案書のとおり水田が2筆、1,893平米、畑が3筆、1,506平米であります。この農地5筆について、〇〇町〇〇 〇〇番地、〇〇さんから〇〇町〇〇 〇〇番地〇〇、〇〇さんへ贈与による所有権を移転するものであります。この件につきましては、以前、従前におきまして〇〇さんの〇〇と〇〇さんにおいて所有権の移転がされておりましたものの、今日まで登記の事務がされていなかったということでもあります。従いまして、〇〇さんから〇〇さんへ所有権を移転、贈与による所有権を移転するものであります。〇〇さんは、会社員でございますが兼業農家として農地の保全、耕作に精力的に取り組んでございます。本件について何ら異議は無いと思っております。ご審議の程、よろしく申し上げます。

議 長

次に番号2について補足説明を私の方から致します。

議案第16号について説明します。1月21日に申請者の〇〇氏と〇〇課の〇〇と私とで現地を確認いたしました。今回の申請は、譲渡人の〇〇氏から譲受人の〇〇氏へ売買で所有権を移転するものです。申請地は、〇〇さんの牛舎の隣にある農地で、〇〇氏が畜産業の規模拡大を図るため、牧草地として利用する計画をしております。〇〇氏は認定農業者であり、アスパラガスと肉用牛繁殖複合経営を行っております。今後は、繁殖雌牛30頭規模の飼養により、肉用牛生産の安定的な発展と消費者から支持される畜産物の安定供給の実現に向け、努力されている農業者であるため、今回の申請は何ら問題ないと判断いたします。ご審議の程、よろしくお願い致します。

次に番号3について補足説明をお願い致します。

(12番 委員挙手)

12番 松村英二委員

番号3について説明いたします。議案第16号の番号3につきましては、1月20日に申請者の〇〇さん、〇〇課の〇〇と私とで現地を確認いたしました。今回の申請は、〇〇地区入会林野整備事業により嘱託登記された農地を譲渡人の〇〇外〇〇名の共有者から譲受人の〇〇地区本戸に所有権を移転するものです。今後は、〇〇地区本戸が適切に管理されることが予想されますので、申請については何ら問題無いと判断しました。ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長

ただ今、地元委員から補足説明がありました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

(6番 委員挙手)

6番 波田裕一郎委員

全く問題は無いと思います。あのう、ちょっと議長に聞きたいとですけども。〇〇さんは、今、牛は何頭飼ってますか。

議長

26頭おります。

(6番 委員挙手)

6番 波田裕一郎委員

今後、どんくらいまで増やすんですか。

議長

30頭規模にしたいということです。

(6番 委員挙手)

6番 波田裕一郎委員

そうですね、まだまだこの面積ではイタリアンかなんか足らんですね。これから申請は増えそうですか。

議長

そうですね。後はみんな、〇〇地区ではもう限度だと思いますけど。まあ、他の地区にも手掛けていきたいということです。

(6番 委員挙手)

6番 波田裕一郎委員

大変、今後が楽しみな若手農家ですから議長も気にかけておってください。

議長

わかりました。熱心ですね、大型経営になってます。いろんな大型農機も備えてですね優良な組合員です。

他に質疑はございませんか。

(質疑なしの声あり)

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。採決致します。

議案第16号の番号1について、原案のとおり許可することに、賛成の方の挙手をお願い致します。

全員賛成でございます。

番号1は原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、番号2について、原案のとおり許可することに、賛成の方の挙手をお願い致します。全員賛成でございます。番号2は原案のとおり許可することに決定

いたしました。

次に、番号3について、原案のとおり許可することに、賛成の方の挙手をお願い致します。全員賛成でございます。番号3は原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第17号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題と致します。今回は1件の申請でございます。事務局の説明を求めます。

(事務局長挙手)

事務局長

議案書の3ページをお開き下さい。議案第17号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」でございます。

番号1は、〇〇市〇〇区〇〇の〇〇さんから〇〇町〇〇の〇〇さんに、同町〇〇の畑1筆、136平米を売買して、駐車場用地に転用するものであります。位置図、写真、土地利用計画図等を4ページから9ページに添付しておりますので、ご参照ください。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長

事務局の説明が終わりましたので、番号1につきまして地元委員の補足説明をお願い致します。

(10番 委員挙手)

10番 小宮一人司委員

番号1について補足説明を行います。1月21日、私と〇〇部の〇〇さんと譲受人である〇〇さんの代理人として〇〇の〇〇さんとで現地確認を行いました。5ページの写真をご覧ください。〇〇さんは譲渡人の〇〇さん名義の土地である〇〇番地〇〇に家屋を所有されております。今回はその自宅の庭になります〇〇番〇〇の土地を利用し、所有している車5台分の駐車場を確保したいということで計画をされております。現在は、海側の空きスペースに駐車されておりますが悪天候の時には海水による被害を受けやすく、また、5台駐車できるような十分な駐車スペースは確保されておりました。現地を確認しましたが現地は木々が立っておりまして荒地となっております。当該土地所有者の〇〇氏は〇〇市に住まわれており、耕作は不可能であり、〇〇氏についても10年程前から耕作をなされておられません。〇〇さんについても今後、荒地を整備して作付けをする意思は無いということでございます。当該地は住宅地でございます、今後耕作地として利用するのは困難な状況でございます。許可することに何ら問題は無いと考えます。ご審議の程お願い致します。

議 長

ただ今、地元委員から補足説明がありました。これから質疑に入ります。質疑は有りませんか。

(質疑なしの声あり)

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。採決します。

議案第17号の番号1について、原案のとおり許可相当とすることに、賛成の方の挙手をお願い致します。

全員賛成でございます。

番号1は許可相当とし、県知事に進達することに決定いたしました。

次に、議案第18号「非農地証明書交付願いについて」を議題と致します。今回は3件の申請でございます。事務局の説明を求めます。

(事務局長挙手)

事務局長

議案書の10ページをお開き下さい。議案第18号、「非農地証明書交付願いについて」でございます。

番号1の申請人は、〇〇町〇〇の〇〇さんで、同町〇〇 〇〇番〇〇の田1筆、面積は12平米でございます。位置図、写真等を11ページから13ページに添付しておりますのでご参照ください。

番号2の申請人は、〇〇町〇〇の〇〇さんで、同町〇〇 〇〇番〇〇の畑1筆、面積は3,683平米でございます。位置図、写真等を14ページから16ページに添付しておりますのでご参照ください。

番号3の申請人は、〇〇町〇〇の〇〇さん外〇〇名で、同町〇〇 〇〇番の畑、1筆、面積は1,558平米でございます。位置図、写真等を17ページから19ページに添付しておりますのでご参照ください。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長

事務局の説明が終わりましたので、番号1、番号2につきまして地元委員の補足説明をお願い致します。

(2番 委員挙手)

2番 桐谷善明委員

18号議案の1について補足説明をいたします。1月21日に午前9時より〇〇課の〇〇さん、それから〇〇の〇〇さんと私とで現地確認を致しました。申請地は、〇〇 〇〇間の道路沿いにあたる所で、ちょうど11ページの地図を見てください。中央部に黄色で印をしてありますけれども、〇〇道沿いの横にあたる所です。その広い所が田んぼが3枚あって、約6反ぐらいある所なんです。次の12ページをご覧ください。下の方の図面で示してありますけれども、それが分かりやすいと思います。田んぼのあぜ道にあるわずかな2坪か3坪の所でございますので、畔と兼ね合わせてるような場所でございます。わずかな場所でございますが、別に問題は無いと思いますのでよろしくお願い致します。

なお、18号の2についても引き続き説明いたします。同じく当日に、申請者の〇〇さんの代理人、〇〇の〇〇さんと〇〇さん、それから〇〇と私とで確認を致しました。申請地は同じく、一応14ページから16ページに書いてありますのでご覧ください。先程説明しました直ぐそこから100m位手前の場所でございます。道路沿いのすぐ小高い裏山にあたる所なんです。山の中に畑がございまして、元は畑だったそうですけれども現在は山の中の畑でありまして、荒れてか

らシイタケ原木が据えてあったり、雑木が繁茂している場所であります。もう40年ぐらい前から木々が生き茂りましてしいたけとかも据えてありますが、まあそういう場所でありまして、問題は無いかと思しますので、よろしくご審議の程をお願いします。以上です。

議 長

次に、番号3について補足説明をお願い致します。

(12番 委員挙手)

12番 松村英二委員

議案第18号、番号3についてご説明します。1月20日に申請者の〇〇氏、〇〇課の〇〇と私とで、現地を確認しました。申請地は、〇〇集落の湾から海を見て右側の突端付近にある農地です。以前は畑として耕作していましたが、船舶での移動が必要な場所にあるため昭和63年頃から耕作放棄地となり、現在は雑木林が生い茂り山林化の状態となっております。この農地を再生するには交通手段の改善が必要であり、申請者も今後農地として利用するのは難しいと判断していることもあり、本申請について問題無いと判断いたしました。ご審議の程よろしくをお願いします。

議 長

ただ今、地元委員から補足説明がありました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

(11番 委員挙手)

11番 戸田耕助委員

別になんですが、私も〇〇の方なもんですから、これ、記念碑ですよ。なんか、偉い人ちいうかそういう人の記念碑みたいですけども、これは個人がやっぱり管理しとったんですかね。その後これをどうされるんですかね。個人のもんになつとりますけども、なんか道路かなんかできるんですか。上に行く〇〇の、そここのところどうされるのか。

議 長

(2番 委員挙手)

2番 桐谷善明委員

お答えします。そこは確認は本人が来ておりませんでしたのでしてないですが、墓地でいうか記念碑みたいなのが確かに建っておりますけれども、すぐ田んぼのあぜ道の少し空いてるところにですね墓地なのか記念碑なのかわかりませんが、それを改修するかどうかについては確認しておりません。本人が来ておりませんでしたので。ただ、いじくるような感じでは、見た感じではありませんでした。

議 長

(11番 委員挙手)

11番 戸田耕助委員

崩すんではない。

議 長

(2番 委員挙手)

2番 桐谷善明委員

崩すとか、それに触れるような感じはしなかったですけど。

議 長

(11番 委員挙手)

11番 戸田耕助委員

農地を雑種地にするだけ。

議 長

(2番 委員挙手)

2番 桐谷善明委員

地目変更するだけで、そして広い場所じゃないんですよ。2坪か3坪のね、田んぼの畔のすぐ右側にあたる小さな所で、別に使い道とか他に何か利用するっていうような感じではありませんでした。以上です。

議 長

他に質疑はありませんか。(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めこれで質疑を終わります。採決いたします。

議案第18号の番号1について、原案のとおり交付することに賛成の方の挙手をお願い致します。

全員賛成でございます。

番号1は原案のとおり交付することに決定いたしました。

次に、番号2について、原案のとおり交付することに賛成の方の挙手をお願い致します。

全員賛成でございます。

番号2は原案のとおり交付することに決定いたしました。

次に、番号3について、原案のとおり交付することに賛成の方の挙手をお願い

致します。

全員賛成でございます。

番号3は原案のとおり交付することに決定いたしました。

次に、議案第19号「農用地利用集積計画について（農地中間管理事業第4回）」を議題と致します。

事務局の説明を求めます。

（事務局長挙手）

事務局長

議案書の20ページをお開き下さい。

議案第19号、「令和2年度 農用地利用集積計画について（農地中間管理事業第4回）」でございます。

農地中間管理事業において、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、申し出があった農用地利用集積計画について審議のうえ、利用集積計画の定めるところによる利用権設定に対し決定の必要があり、提案するものであります。利用権設定の件数は11件で、内訳は、貸し手11人、借り手1人でございます。農地の内訳は、田が4筆、面積は11,558平米、畑が16筆、面積は11,410平米で、合計筆数20筆、合計面積22,968平米でございます。なお、21ページに農用地利用集積計画表を添付しておりますので、ご参照ください。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長

事務局の説明が終わりましたので、次に、農林・しいたけ課の説明をお願い致します。

（農林・しいたけ課 ○○係長挙手）

農林・しいたけ課 係長

農林・しいたけ課の○○です。よろしくお願い致します。私の方から農地利集積計画についてご説明をさせていただきます。パワーポイントの方を見て頂きたいんですけども、今回、6地区の申請があがっております。まずですね、21ページの詳細を見て頂きたいんですけども、議案の21ページ、番号1、3、それと2の1筆が○○地区になります。3戸9筆14,149平米。続きまして番号2の中の2筆ですね。が、○○地区、貸し手は1戸2筆1,844平米。番号4から6が○○地区、3戸3筆1,834平米。番号7が○○地区、1戸1筆2,290平米。番号8、9が○○地区、2戸3筆1,425平米。番号10、11が○○地区、2戸2筆1,426平米でございます。以上の筆をですね長崎県農業振興公社に集積するものであります。ご審議の程よろしくお願い致します。

議長

ただ今、農林・しいたけ課の説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めこれで質疑を終わります。採決します。

議案第19号について、承認することに賛成の方の挙手をお願い致します。全員賛成でございます。

本案件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議案第20号「農用地利用配分計画(案)について（農地中間管理事業第4回）」を議題と致します。事務局の説明を求めます。

(事務局長挙手)

事務局長

議案書の22ページをお開き下さい。

議案第20号、「令和2年度 農用地利用配分計画(案)について（農地中間管理事業第4回）」でございます。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定に基づき、対馬市長から意見を求められているため、本委員会の意見を決定するものであります。権利の設定を受ける者は5人でございます。農地の内訳は、田が4筆、面積は11,558平米、畑が16筆、面積は11,410平米で、合計筆数20筆、合計面積22,968平米でございます。23ページから25ページに農用地利用配分計画(案)を添付しておりますので、ご参照ください。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議長

事務局の説明が終わりましたので、次に、農林・しいたけ課の説明をお願い致します。

(農林・しいたけ課 ○○係長挙手)

農林・しいたけ課 係長

私から配分計画について補足説明をさせていただきます。スクリーンの方をご覧くださいと思います。配分計画の地区、1から6地区ございます。6地区で計20筆、22,968平米となっております。こちらの詳細を今から図面の方で示したいと思いますのでお願いします。今、示してある図面が○○地区になります。議案書のですね23ページをお開き下さい。23ページの番号1そして番号2の内の1筆が○○地区になります。集積している場所は小さいですけども色を付けております。借り手は、○○さん○○さんの2名です。出し手の方は、3戸9筆、面積が14,149平米でございます。続きまして同じく23ページの番号2の2筆の分です。こちらが○○地区になります。借り手は○○さん、出し手は1戸2筆1,844平米でございます。スクリーンの方にもちょうど中央あたりに紫色で色を付けている2筆でございます。続いて24ページをお開き下さい。番号3になります。○○地区、借り手は○○さんです。出し手は3戸3筆1,834平米でございます。こちら中央あたりに水色で着色している3つの農地でございます。同じく24ページの番号4、こちらは○○地区になります。借り手は○○さん、出し手1戸1筆2,290平米でございます。続きまして25ページをお開き下さい。25ページの番号5の内3筆、上段の3筆、こちらは○○地区になります。借り手は○○さん、出し手は2戸3筆1,425平米でございます。同じく25ページの番号5、

下段の方の2筆、こちらが〇〇地区になります。借り手は〇〇さん、出し手は2戸2筆1,426平米です。スクリーンの方では黄色で示してある2筆でございます。以上で補足説明を終わります。ご審議の程よろしくお願ひします。

議 長

ただ今、農林・しいたけ課の説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑ありませんか。質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。採決します。

議案第20号について、承認することに賛成の方の挙手をお願い致します。全員賛成でございます。

本案件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議案第21号「対馬市農業振興地域整備計画変更(案)に伴う意見について(農用地区域の除外)」を議題と致します。事務局の説明を求めます。

(事務局長挙手)

事務局長

議案書の26ページをお開き下さい。

議案第21号、「対馬市農業振興地域整備計画変更(案)に伴う意見について(農用地区域の除外)」でございます。

提案理由は、対馬市農業振興地域整備計画変更(農用地区域の除外)につきまして、農業振興地域の整備に関する法律施行規則、第3条の2第2項の規定に基づき、対馬市長から意見を求められているため提案するものであります。

番号1の申請人は、〇〇町〇〇の〇〇さんで、同町〇〇の田1筆、面積2,299平米の除外申請でございます。農業振興地域整備計画変更計画書及び航空写真、〇〇事業計画に関する資料等を27ページから34ページに添付しておりますので、ご参照ください。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願ひ致します。

議 長

事務局の説明が終わりましたので、次に、農林・しいたけ課の説明をお願い致します。

(農林・しいたけ課 〇〇係長挙手)

農林・しいたけ課 係長

私の方から対馬市農業振興地域整備計画変更(除外)について補足説明をさせていただきます。今回申請があがっている除外なんですけども、議案書にある通り、変更理由通りの変更理由となっております。〇〇の〇〇地区におきまして、〇〇関連跡地に〇〇が建設される予定となっております。その整備に対しまして道路の方が必要だということでアプローチ道、駐車場に使用するため県に除外申請を提出する必要がございます。それに際しまして農業委員会の意見を求めたく今回提出するものであります。除外する対象地区は〇〇地区、地目は畑、1筆、面積は2,299平米でございます。今、スクリーンにその地図を出しております。

ちょうど、申請地は水色、真ん中の所になりまして、隣にも畑が農用地の指定がされている田んぼが2筆あります。その中央の田んぼを今回除外いたしまして、今後、〇〇に通じるアプローチ道を建設する予定となっております。議案の中の、ちょうど分かりやすいのがですね、30、31を見て頂きたいんですけども、31が道路を通すアプローチ図となっております。この道路を上りましたら、こちらに〇〇の跡地に旧施設がございまして、そちらの方の施設を改修しまして、〇〇のですね〇〇を作りたいという計画になっておりますので、以前はその道路のその〇〇の施設には、別のルートが、小さい道なんですけども有るんですけど、バス等が通るためには個人の宅地とかをですね買収したり、色々そういったことをする必要がございまして、今回、〇〇道からそのまま上る道をつくるために、この農地を除外しましてその田んぼを利用して道路を建設したいという計画をしてあります。説明は以上になります。よろしくご審議いただきますようお願い致します。

議 長

ただ今、農林・しいたけ課の説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

(11番 委員挙手)

11番 戸田耕助委員

場所っていうのが、おそらくこれはあれですかね地元委員さん、〇〇石油の手前の〇〇側になるんですかね。田んぼが3筆ある。両端は田植えして真ん中だけ埋められる。真ん中だけ道路と駐車場とするなら埋めんといかんとですねこれは。今、結構田んぼですから。3枚とも埋めるのか、場所とそこんとこちょっと教えてください。

議 長

(農林・しいたけ課 〇〇係長挙手)

農林・しいたけ課 係長

私の方から説明させていただきます。真ん中のみです。議案書の32ページを見て頂いたら少し分かりやすいかなと。あくまでもまだ計画の段階の図を付けてもらっております。これが真ん中の面積になる土地なんですけれども、赤で道路をですねこういうふうに斜めに通していく予定となっております。ちょうど奥側に行くにつれて道路は高くなっていきますけども、32ページのその断面図、1番高い所でも3メートルの予定でございまして。3メートルの所から斜めに下るようになりまして隣の田んぼの方にはですね影響が無いように排水対策もされるということで計画はされております。埋めるのはその1筆のみで、その道路の脇は駐車場として活用したいということですね。〇〇が出来た後に。

議 長

(11番 委員挙手)

11番 戸田耕助委員

場所は、言ったように〇〇さんの手前。

議 長

(農林・しいたけ課 〇〇係長挙手)

農林・しいたけ課 係長

はいそうです。真ん中の1筆しか扱いません。

議 長

(11番 委員挙手)

11番 戸田耕助委員

相談してどっちかにずり合わせたらいいとにね。物凄く水のおいしいところでもんね。ここん田んぼは。ひょっとしたら〇〇さん側は田植え出来んようになっかもしれん。トラクターも埋まりよったですよ、ここは。

議 長

(農林・しいたけ課 〇〇係長挙手)

農林・しいたけ課 係長

今、図面を見て頂きたいんですけども、こちらが今、計画をされてある土地が古い建物が有るんですね。この宅地に、以前はこの道路が小さい道路、普通の車だったら行ける道路はあります。その道路に工事をするためと、〇〇を作るためにどうしても大型バスとか重機とかが必要ということで、今回この斜面を利用してこういう計画をされている模様です。以上です。

議 長

(11番 委員挙手)

11番 戸田耕助委員

私が朝晩通う、通る所なんですよ。前もですね、さっき言ったようにトラクターが埋まり込んでは上がりきらんような田んぼです。道路から低いしですね。それに、どちらか寄りにしたら利用率もいいし、いいんじゃないかなと思ったのと、その〇〇ていうのは何か〇〇の退職者が色々なものを持ち寄って展示するというような話を聞いたんですよね。大型バスが来るていうのは何処の人ていうのかな、本土の人たちを呼んで大型で来るんでしょうけども、その〇〇ていうのは何人規模でどんくらい呼べる様な規模のものなのか、ほんとにここに大型駐車場が要る

ような〇〇が出来るのか聞きたいんですけども。

議 長

(農林・しいたけ課 〇〇係長挙手)

農林・しいたけ課 係長

規模に関しましては詳しくは私の方も聞いておりませんが、あくまで計画ということで今回添付させていただいております。33ページから34ページのこちらあくまでも計画のまだ段階ということで、跡地利用した〇〇ということで人がいっぱい入るような〇〇というようなわけではなくてですね、旧〇〇の跡地を活用した、〇〇があったということをごさね皆さんに残すための〇〇だと伺っておりますので、そこまで大きい規模ではないと思っております。

議 長

11番それでよろしゅうございますか。

(11番 委員挙手)

11番 戸田耕助委員

はい。

議 長

他に質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。採決します。

議案第21号について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手をお願い致します。

全員賛成でございます。

本案件は、原案のとおり承認し当委員会の意見を添えて回答することに決定いたしました。

次に、議案第22号「非農地通知について」を議題と致します。事務局の説明を求めます。

(事務局長挙手)

事務局長

議案書の35ページをお開き下さい。

議案第22号、「非農地通知について」でございます。

提案理由ですが、農地利用状況調査(荒廃農地調査)等の調査結果に基づき、農地として再生することが困難と思われる農地を非農地として判断し、適正な農地管理を実施するために提案するものであります。

非農地通知を発出すると判断される農地ですが、資料1に1筆ごとの対象農地一覧表を掲載しています。資料2に1筆ごとの対象農地を図示した位置図を掲載

しています。対象となる筆数は 2,486 筆。対象となる面積は 1,084,413 平米、(108.44ha)でございます。

非農地判断は、提案理由の農地利用状況調査の他に、課税台帳の現況地目と航空写真で確認をしております。資料1、2について説明を致します。資料1の非農地通知対象農地一覧表をお願い致します。別添、資料1でございます。表紙の次のページに地区別一覧表を記載しております。〇〇町〇〇、〇〇、〇〇町〇〇、〇〇、〇〇、〇〇町〇〇、〇〇町〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇町〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇の20地区が対象地区でございます。今年度も平成27年度に非農地通知予定地区として長期計画、2023年、令和5年までを立てておりました地区を中心に非農地通知を発出したいと思っております。資料1の1ページをご覧ください。1筆ごとの一覧でございます。左から土地番号、農家番号、所在地、登記地目、登記面積、現況地目、所有者名、荒廃農地調査分類、判断根拠と記載をしております。46ページまでありますのでご参照ください。資料2の非農地通知対象農地位置図をお願い致します。1ページから、資料1、2枚目の地区別一覧表の地区順になっております。また、地区名を上段余白部の左側に表示しています。白色で着色した箇所が非農地通知対象農地です。1ページの〇〇町〇〇地区から最終ページ、20ページの〇〇町〇〇地区まで20枚の航空写真を綴っております。〇〇町〇〇地区の航空写真を綴るのが抜けておりましたので、21ページで机の上に置かせて頂いております。それでは担当地区の確認をお願い致します。

対馬市には、このような土地が1万筆弱あると思われませんが一括での処理が困難なため、年次計画にそって今後も取り組んでいきたいと考えております。

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願い致します。

議 長

事務局の説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

質疑なしと認めこれで質疑を終わります。採決します。

議案第22号について、原案のとおり通知することに、賛成の方の挙手をお願い致します。

全員賛成でございます。

本案件は、原案のとおり通知することに決定いたしました。

次に、議事日程第5、「その他」の事項ですが、何かございませんか。ございませんか。

(質疑なしの声あり)

ご意見、ご質問が無いようですので、本日の日程を終了したいと思います。本日は提案されました議案を慎重にご審議いただきありがとうございました。

閉会にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

令和も3年を迎え、早くも一月が過ぎようとしております。冒頭にも申しましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大が続いております。対馬市におきましても、1月13日から26日までの間に17例目、8名の陽性者が確認されました。

皆様には引き続き、新しい生活様式を実践されながら、手洗い、咳エチケット、マスクの着用、身体的距離の確保、また、感染リスクが高まる飲食を伴う懇親会、

大人数や長時間に及ぶ飲食、マスク無しでの会話等の場面の回避、そして、三つの密を避けて、感染症の防止に心がけていただきたいと思います。

本年が皆様方にとりまして、健康で実りの多い1年になります事を心より祈念申し上げまして閉会の挨拶といたします。

以上をもちまして、対馬市農業委員会 第7回総会を閉会と致します。

お疲れさまでした。